

防犯カメラの整備状況及び補助制度について

防犯カメラの整備状況について

年 度	市設置	防犯 協会 設置	自治会 設置	計	備 考
平成 24 年度	3			3	市設置：J R 三田駅南 2 ・ 北 1
平成 25 年度		1		1	防犯協会設置：J R 新三田駅
平成 26 年度		2	3	5	防犯協会設置：J R 相野駅 神鉄ウッディタウン中央駅 自治会設置：狭間が丘・広野・川原 (広野設置は J R 広野駅)
平成 27 年度		2	4	6	防犯協会設置：神鉄フラワータウン駅 神鉄三田本町駅 自治会設置：貴志・あかしあ台・縄手 セントラルヒルズ自治会
計	3	5	7	15	
その他			3	3	県・市の補助なしで設置 狭間が丘・貴志・あかしあ台
合計	3	5	10	18	

平成 27 年度末時点の防犯カメラ設置補助を活用して設置されたものは、計 15 基となっている。

15 基の内訳は、市設置 3 基、防犯協会設置 5 基、自治会設置 7 基となっている。

また、市・県の補助を受けずに自治会独自で設置されたものが 3 基ある。

平成 28 年度に神鉄横山駅・神鉄南ウッディタウン・J R 藍本駅の 3 駅に設置予定(防犯協会)であり、市内の鉄道駅すべての設置が完了する。

— 平成28年度 —



兵庫県 防犯カメラ設置補助 事業募集のご案内

兵庫県では、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

平成28年5月9日(月)～平成28年7月15日(金) (必着)

兵庫県

問い合わせ先： 兵庫県企画県民部地域安全課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3225
FAX 078-362-4465

平成28年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

※ 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

2 募集期間・応募方法

募 集 期 間	平成28年5月9日～平成28年7月15日（必着）
応 募 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ① 所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、応募窓口（別添応募窓口一覧参照）へ郵送又は持参により提出してください。 ② 応募書等の様式は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。 ③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体に1カ所とします。 ④ 複数箇所応募の場合は、箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書」、「調査票」を作成のうえ、必ず優先順位を記入してください。
応募に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成28年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書 ② 収支予算書 ③ 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書 ④ 調査票 ⑤ 見積書（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費） ⑥ 仕様書（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの） ⑦ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑧ 写真（設置場所の状況及び撮影想定画像が分かるもの） ⑨ 応募団体規約の写し ⑩ 応募団体役員名簿の写し
補助金交付申請団体の採択	<ul style="list-style-type: none"> ① 募集終了後、防犯カメラ選定委員会が交付申請団体を採択します。 ② 採択は、応募関係書類を審査のうえ、過去の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性、設置場所の危険性などを総合的に審査のうえ決定します。 ③ 採択された団体は、補助金交付申請手続きを経て、補助金交付決定の通知を受けたうえで事業に着工していただくこととなります。 ④ 防犯カメラ選定委員会で審査の結果、不採択となる場合があります。

3 補助額等

補 助 額	<p style="text-align: center;">1カ所8万円</p> <p>※ 1カ所とは、特定場所に設置した単一の防犯カメラシステムをいう。</p> <p>※ 同一場所で、撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1カ所（単一システム）として計上。</p>
補 助 箇 所 数	500カ所
補 助 対 象 経 費	犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費
補 助 対 象 期 間	<p style="text-align: center;">応募受理日から平成29年3月31日の間に設置・完了する事業</p> <p>（ただし、補助金交付決定までに防犯カメラを設置する場合は、事前着手許可が必要）</p>

4 補助の要件

補助対象団体	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。</p> <p>① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>④ 規約や代表者を決めていること。</p>
撮影場所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> <p>④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p>
カメラの機能要件 (レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。</p> <p>① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② 1秒間に4枚(4FPS)以上で撮影できること。</p> <p>③ カラー画像であること。</p> <p>④ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>⑤ 夜間も人物等が特定できる撮影(被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨)ができるものであること。</p> <p>⑥ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
レコーダーの機能要件	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。</p> <p>① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4画面(4FPS)以上であること。</p> <p>③ 720×480画素以上の画像サイズで記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。</p>
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する標識を明確かつ適切な方法で表示すること。</p>
地域安全マップの作成	<p>応募団体が危険箇所(防犯カメラ設置場所)について検討した結果を示す図面(地域安全マップ)を作成していること(後記作成要領参照)。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p>
設置許可	<p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。</p>
防犯カメラ管理運用規程の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められていること。</p> <p>① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>② 撮影していることの明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他防犯カメラの運用に関すること</p>
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <p>① 固定や施錠等によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。</p>

5 その他手続きに関する留意事項

<p>選定委員会による採択について</p>	<p>選定委員会での採択は、補助金交付申請ができる団体を選定したものであり、補助金交付を確定したものではありません。したがって、補助金交付を受けるためには、採択後に補助金交付申請手続きが必要となります。</p>
<p>補助金交付申請手続きについて</p>	<p>補助金交付申請には、補助金交付申請書、地域合意書及び維持管理等誓約書、防犯カメラ運用管理規程、債権者登録書等、関係書類の提出が必要です。 交付申請の審査が終了後、補助金交付決定通知書を団体代表へ送付します。</p>
<p>補助事業の着工について</p>	<p>防犯カメラ設置工事は、補助金交付決定通知後に着手していただきます。 補助金交付決定前に着工する場合には、必ず事前着手許可が必要です。 ただし、事前着手許可を得ても、選定結果が不採択の場合や補助要件を満たさない場合等は、補助金交付を受けることができませんのでご注意願います。 事前着手許可の要領については、県地域安全課へお問い合わせください。</p>
<p>設置場所の許可について</p>	<p>防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。 道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要です。県や市の管理担当課等と協議してください。 設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします（電柱は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合や、道路拡張工事等で撤去が必要になる場合がありますので、ご配慮をお願いします。）。</p>
<p>補助事業実績報告書の提出期限について</p>	<p>補助金交付決定を受けた後、事業に着手していただきます。 事業完了日（工事完了日）から30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類の提出をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。</p>
<p>補助金の支払いについて</p>	<p>補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。 補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。</p>
<p>補助対象外となる経費及び事業について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業 ⑤ 県の他の制度で対応が可能と判断される事業 ⑥ 事業費が8万円を下回る防犯カメラの設置事業
<p>採択・交付決定の取消し、補助金の返還について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、県から重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合(事前着手許可を受けたものを除く) ⑤ 防犯カメラ運用管理規程が遵守されない場合

6 参考事項

(1) 地域安全マップの作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**地域安全マップを補助事業応募に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成をお願いします。

作成要領		
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。	
地図の体裁	① 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ② 用紙サイズはA4又はA3とする。 ③ 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ④ 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。	
検討・調査事項の例 (右記ゴシック表記の事項は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等を表示
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示し、住所を記載
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2) 兵庫県防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

	手続きの順序	手続者	概要
1	補助事業への応募	団体	応募受付窓口へ応募書及び必要書類を提出
2	交付申請団体の採択	県	応募団体へ選定委員会審査結果を文書で通知
3	補助金交付申請	団体	採択団体が、県へ補助金交付申請書等を提出
4	補助金交付決定	県	申請書類審査、補助金交付決定通知書を送付
5	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
6	補助事業実績報告	団体	事業完了後(工事完了後)30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出
7	実績確認・補助金確定	県	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定
8	補助金の支払い	県	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

(3) 応募受付窓口及び防犯カメラ助成事業を予定している市町(平成28年度)

別添「平成28年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募窓口一覧」で確認してください。

補助制度、補助対象団体、募集時期等が異なる場合がありますので、補助事業の詳細については各市町へお問い合わせ下さい。

(4) 警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報については、設置場所を管轄する警察署へ提供します(応募の際、調査票に情報提供の可否について記入をお願いします。)

7 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県企画県民部地域安全課
TEL : 078-362-3225 FAX : 078-362-4465

平成28年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募窓口一覧

下記の窓口に応募書類をご提出ください。
 (住所地により応募窓口が異なりますのでご注意ください。)

地域	市町名	応募窓口	住所	助成事業の有無
神戸地域	神戸市	神戸市危機管理室	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	○
阪神南地域	尼崎市	尼崎市生活安全課	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号	○
	西宮市	西宮市地域活動支援課	〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10-3	○
	芦屋市	芦屋市建設総務課	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号	○
阪神北地域	伊丹市	兵庫県企画県民部地域安全課(直送)	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	
	宝塚市	宝塚市防犯交通安全課	〒665-8665 宝塚市東洋町1-1	○
	川西市	川西市生活相談課	〒666-8501 川西市中央町12-1	○
	三田市	三田市危機管理課	〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号	○
	猪名川町	猪名川町参画協働課	〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	○
東播磨地域	明石市	明石市総合安全対策局	〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1	○
	加古川市	市民生活あんしん課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000	○
	高砂市	高砂市危機管理室	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1	○
	稲美町	稲美町危機管理課	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	○
	播磨町	播磨町危機管理グループ	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1-5-30	○
北播磨地域	西脇市	西脇市防災安全課	〒677-8511 西脇市西脇市郷瀬町605	
	三木市	三木市環境政策課	〒673-0492 三木市上の丸町10-30	○
	小野市	小野市地域安全グループ	〒675-1380 小野市王子町806-1	
	加西市	加西市危機管理課	〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地	○
	加東市	加東市防災課	〒673-1493 加東市社50番地	○
	多可町	多可町生活安全課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123番地	
中播磨地域	姫路市	姫路市危機管理室安全安心推進室	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階	○
	神河町	神河町住民生活課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	○
	市川町	市川町住民税務課	〒679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3	○
	福崎町	福崎町住民生活課	〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116-1	○
西播磨地域	相生市	相生市地域振興課	〒678-8585 相生市旭1-2-10	○
	たつの市	たつの市危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	○
	赤穂市	赤穂市市長公室危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋81	
	宍粟市	宍粟市消防防災課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6	○
	太子町	太子町生活環境課	〒671-1592 揖保郡太子町鶉280-1	○
	上郡町	上郡町住民課	〒678-1292 赤穂郡上郡町大持278	
	佐用町	佐用町企画防災課	〒679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1	○
但馬地域	豊岡市	豊岡市生活環境課	〒668-8666 豊岡市中央町2-4	○
	養父市	養父市市民課	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	
	朝来市	朝来市防災安全課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	○
	香美町	香美町総務課防災安全室	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870-1	○
	新温泉町	新温泉町町民課	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2673-1	
丹波地域	篠山市	篠山市市民協働課	〒669-2397 篠山市北新町41	○
	丹波市	丹波市くらしの安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1	○
淡路地域	洲本市	洲本市人権推進課	〒656-8686 洲本市本町3-4-10	○
	南あわじ市	南あわじ市危機管理課	〒656-0492 南あわじ市市善光寺22-1	○
	淡路市	淡路市危機管理課	〒656-2292 淡路市生穂新島8番地 防災あんしんセンター	

三田市区・自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の予防並びに市民の安全安心の確保に寄与するため、地域における防犯カメラの設置事業に対する補助金の交付について、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、公道等不特定多数の者が利用する場所に常設し画像を記録するカメラで、撮影装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 三田市区・自治会連合会に加入する団体
- (2) 「三田市ふるさと地域交付金（モデル事業）交付要綱」（平成26年4月1日施行）第2条に規定する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げるすべての要件を満たす区・自治会等のうち、その意思統一があり、自ら維持管理能力を有すると市長が認めた団体
 - ア 団体の基盤となる地域の多数の世帯・住民で構成され、かつ、加入に当たり特別な制限を設けていないこと
 - イ 規約や代表者を定めていること

(補助対象要件)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 補助対象者の基盤となる地域内の公共的空間に防犯カメラを設置すること。
- (2) 防犯カメラの設置及び運用にあたっては、三田市が定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守すること。
- (3) 兵庫県が補助金交付要綱に定める防犯カメラ設置補助事業（以下「兵庫県補助事業」という。）に応募すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入に要する経費
- (2) 防犯カメラの取付け及び設置工事に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1箇所当たり上限160,000円として、予算の範囲内で市長が決定した額とする。ただし、兵庫県補助事業による補助を受けた場合は、補助対象経費から当該補助額を差し引いた額のうち、1箇所当たり上限80,000円として、予算の範囲内で市長が決定した額とする。

(交付申請に係る提出書類)

第7条 補助を受けようとする団体は、三田市補助金等交付規則に定める交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要資料（規約及び役員名簿等）

- (2) 防犯カメラ設置に係る調査票
- (3) 防犯カメラ設置計画書
- (4) 防犯カメラ設置場所の位置図
- (5) 防犯カメラ設置場所の現況写真及び撮影する箇所の写真（防犯カメラの画像を想定したもの）
- (6) 防犯カメラ仕様書等
- (7) 防犯カメラの購入・設置に係る見積書
- (8) 収支予算書
- (9) 防犯カメラ管理運用規程
- (10) 防犯カメラ設置に関する地域の合意を示す書類
- (11) 防犯カメラ設置場所の所有者等の許可証等
- (12) 防犯カメラの適切な設置・運用に係る誓約書
（実績報告に係る提出書類）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業が完了したときは、三田市補助金等交付規則に定める実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置報告書
- (2) 防犯カメラ設置費用に係る領収書の写し
- (3) 防犯カメラ設置後の全景写真及び表示板の設置が確認できる写真
- (4) 収支決算書
（財産管理等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラについては、適正に管理しなければならない。

2 防犯カメラの更新又は修繕については、当該防犯カメラを設置した者の費用負担によるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。